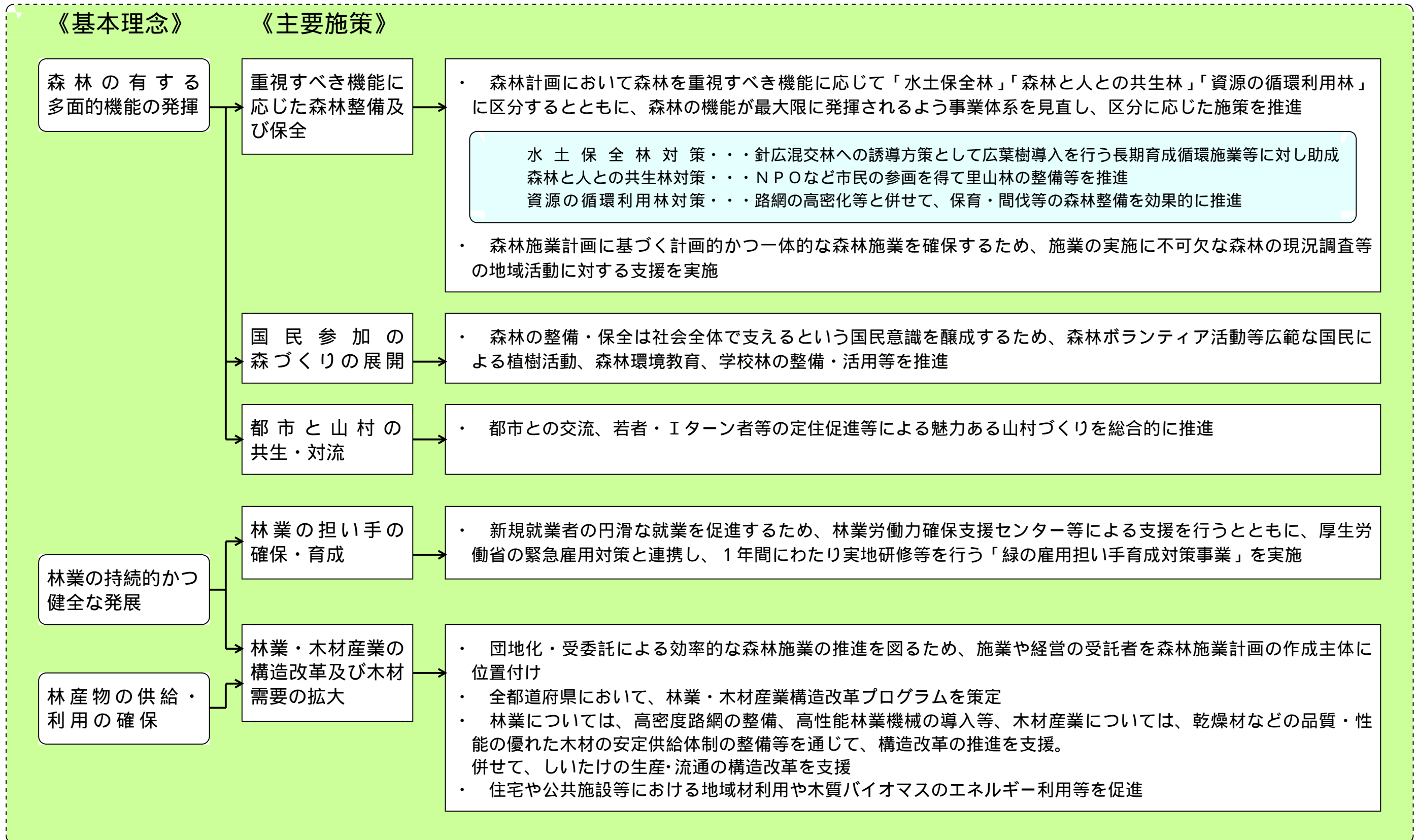


全国森林計画の策定について（参考資料）

森林・林業基本法及び森林・林業基本計画に基づく森林・林業政策の推進



地球温暖化防止森林吸収源 10 年対策の考え方

地球温暖化対策推進大綱

[排出削減 6%の確保]

H14 (2002) ~ H16 (2004)

<第1ステップ>

H14 ~ 可能な対策は直ちに実施

H16 対策の評価・見直し

H17 (2005) ~ H19 (2007)

<第2ステップ>

H17 ~ 所要の追加的対策の実施 (注)

H19 対策の評価・見直し

H20 (2008) ~ H24 (2012)

<第3ステップ・第一約束期間>

H20 ~ 所要の追加的対策の実施

H20 ~ H24 6%削減の達成、報告

(注) 中環審地球温暖化対策税制専門委中間報告において、「2004年(H16年)に実施される評価等において必要とされる場合、第2ステップ以降早期に温暖化対策税を導入すべき。税の用途についても検討すべき。例えば、植林、里山林の整備、国土緑化運動の推進等。」とされている。

森林吸収源10年対策

[吸収量 3.9%の確保]

第一約束期間における森林吸収量3.9%を達成するためには、国内森林の7割(1750万ha)について、吸収量算入の要件である「適切な森林経営」を実施し、持続可能な形で森林蓄積の増加1300万炭素トン相当を確保する必要

- ・育成林においては、森林・林業基本計画の目標達成に必要な適切な森林整備を展開する必要
- ・保安林等においては、適切な管理・保全を実施することが必要
- ・併せて、木材の利用、国民参加の森林づくり、報告・検証体制の強化を推進

育成林約1160万ha、天然生保安林等約590万haについて、森林・林業基本計画の目標達成に必要な、適切な森林整備、保全管理を推進

現状程度の整備水準では吸収量は3.9%を大幅に下回るおそれがあることから、コスト縮減に取り組むなど効果的かつ効果的な整備を推進しつつ、労働力確保や木材利用の促進との関係も踏まえ、当面、即座に着手すべき推進体制の確立等を優先し、10年間にわたり、節目節目に対策の内容を見直すことも含めて、着実な推進に努力

<第1ステップ>

H15 ~

推進体制の整備

H16 対策の評価・見直し

<第2ステップ>

H17 ~

必要な追加的対策を含め所要の水準を確保

H19 対策の評価・見直し

<第3ステップ・第一約束期間>

H20 ~

森林整備・保全等の着実な推進

H20 ~ H24 3.9%吸収の達成、報告

H15 :

- ・林野公共事業の強化を図りつつ、重点化・効率化
- ・雇用対策と連携した労働力の育成・確保
- ・木質バイオマス利用施設の整備
- ・吸収量の報告・検証体制の整備
- ・関係府省との連携強化等を通じて、最大限の効果を確認

H16 :

- ・温暖化対策全体と合せ、対策の評価・見直し

H17 ~ :

- 第1ステップの進捗状況を踏まえ、必要な追加的対策(温暖化対策税制の検討・導入等)を含め、森林整備の強化を図る

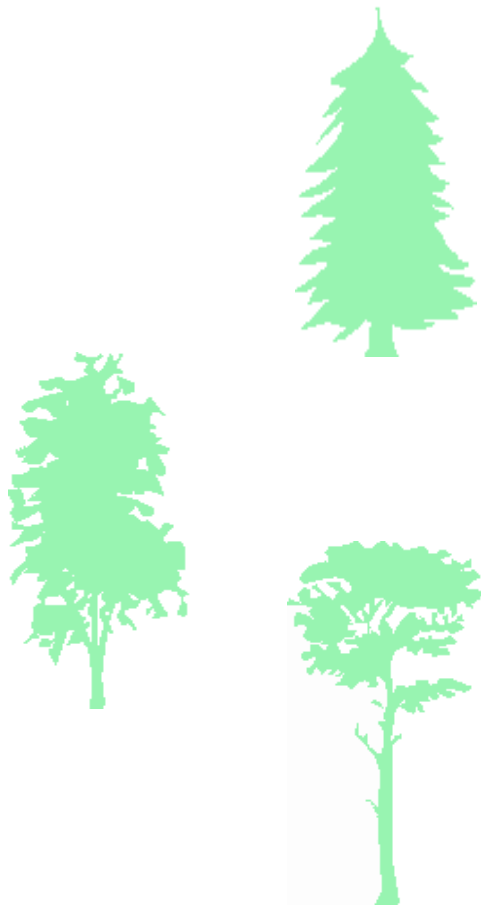
H19 :

- ・条約事務局による検証・報告体制の審査
- ・温暖化対策全体と合せ、対策の評価・見直し

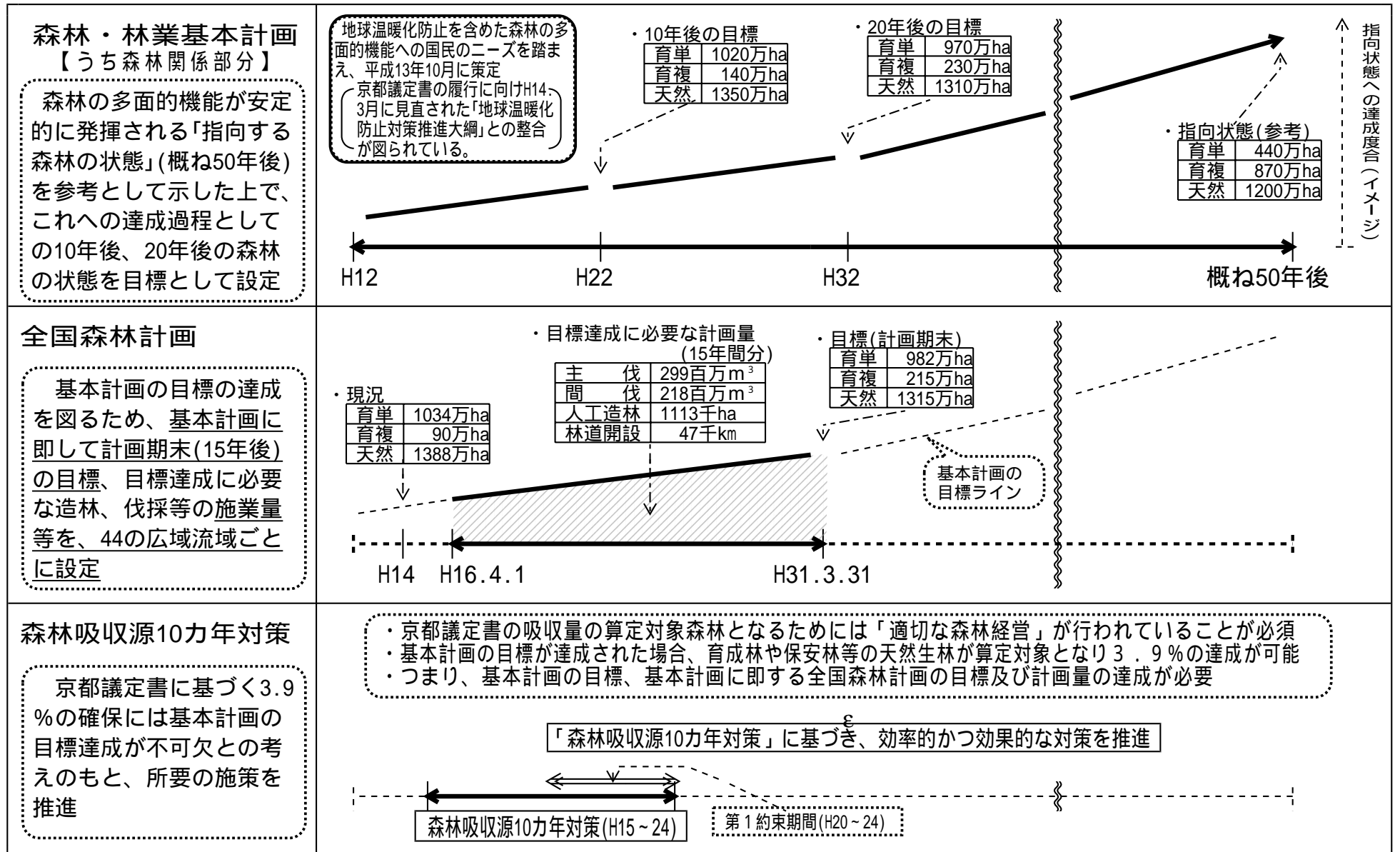
H20 ~

- 温暖化対策全体の評価・見直しに合わせて、10年対策についても進捗状況等の評価に基づく見直し

- 3.9%吸収量を達成し、毎年報告



森林・林業基本計画、全国森林計画、森林吸収源10カ年対策の関係（イメージ図）



望ましい森林への誘導の考え方

森林の区分	望ましい森林への誘導の考え方
水土保全林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緩傾斜に立地し成長量の高い針葉樹単層林について、一伐採面積の縮小やモザイク的な配置に留意し長伐期化を図り、引き続き育成単層林として管理 ・ 上記以外の針葉樹単層林について、育成複層林に誘導 ・ 保安林等継続的な育成管理が必要な森林について、育成複層林に誘導 ・ 荒廃地等植栽が必要な箇所について、単層状態の森林を造成した上で、将来的には育成複層林に誘導
森林と人との共生林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 針葉樹単層林については、育成複層林への誘導を基本とし、里山等の緩傾斜に立地し成長量の高い箇所については、景観等への影響を配慮して、引き続き育成単層林として管理 ・ 優れた自然や景観を構成する森林について、引き続き天然生林として、自然の推移に委ねることを基本とし、必要に応じ植生の復元を図るなどの保全管理を実施 ・ ふれあいの場等として継続的な育成管理が必要な都市近郊や里山等の森林については、広葉樹と針葉樹の混交を含む複層状態の森林へ誘導
資源の循環利用林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成長量の高い針葉樹単層林について、育成単層林として管理 ・ 上記以外の針葉樹単層林について、群状又は帯状の抜き伐り等により効率的に育成複層林に誘導 ・ 針葉樹単層林に介在する広葉樹等継続的な育成管理が必要な天然生林について、優良大径木を有する育成複層林に誘導

【参考 :平成 13年林政審議会資料 (抜粋)】

2. 望ましい森林資源整備の考え方

望ましい森林資源の整備においては、育成単層林（人工林）から育成複層林への誘導を主要課題とし、重視すべき森林の区分毎に以下の考え方による整備を推進。

(1) 水土保全林

育成複層林の整備

人工林のうち引き続き育成複層林として整備する森林以外については、長期育成循環施業等により育成複層林に誘導・整備。

また、水土保全上継続的な育成・管理が必要な保安林等の天然生林及び今後、水源林造成等により造成される育成単層林を育成複層林に誘導・整備。

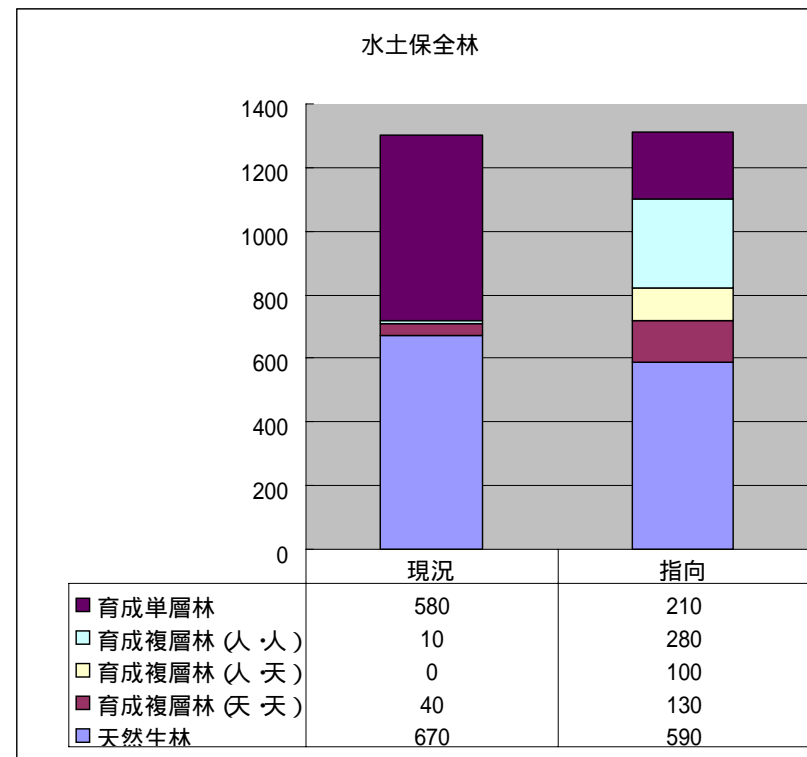
育成複層林への移行期間

育成複層林への誘導のための伐採（抜き伐り）は、12 齢級を基本に実施を見込むが、現状の育成単層林の資源構成から、当面は複層林へ移行面積は漸増し、その後対象森林の増加に伴い増大し、おおむね指向状態に移行する期間は55年となる。

育成単層林の整備

緩傾斜にあり成長量の高い育成単層林（人工林）については、一伐採面積の縮小やモザイク的な配置に留意し、引き続き育成単層林として整備。

伐期については、水土保全の観点から現在の平均伐期の12 齢級（55～60年生）が50年後には平均18 齢級（85～90年生）へ長期化。



< 前提条件 >

育成単層林は、緩傾斜（20度以下）にあり成長量の高い（平均成長量 5 m³/年以上）

森林

育成複層林（人・人）は、上記以外の成長量の高い森林

育成複層林（人・天）は、成長量の高くない（平均成長量 5 m³/年未満）森林

育成複層林（天・天）は、水土保全上継続的な育成・管理が必要な保安林等の森林

【参考 :平成 13年林政審議会資料 (抜粋)】

(2) 森林と人との共生林

育成複層林の整備

現在、人工林である育成単層林は、一部を除き広葉樹との混交を含む育成複層林に誘導・整備。

また、自然とのふれあいの場等として、継続的な育成・管理が必要な里山や都市近郊の天然生林を育成複層林として整備。

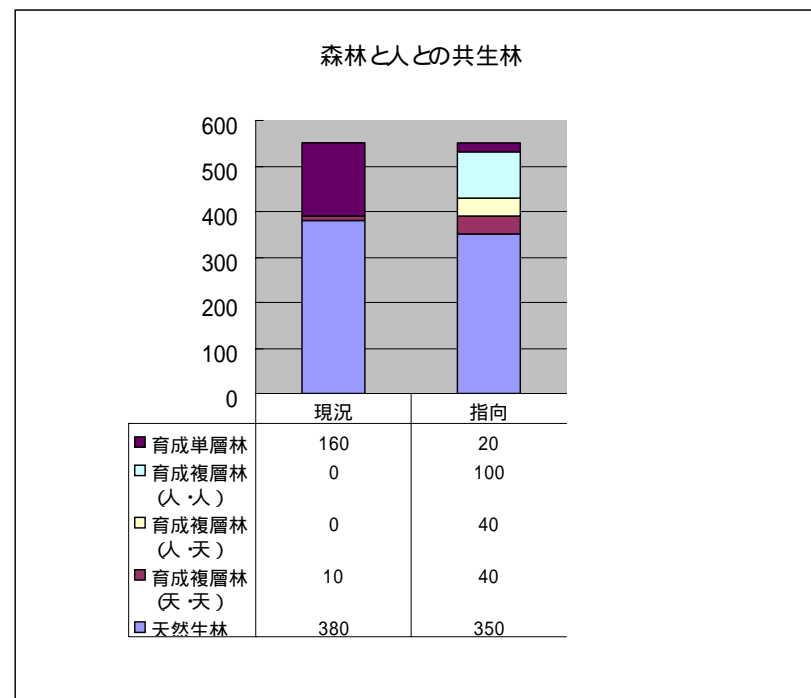
育成複層林への移行期間

育成複層林への誘導のための伐採（抜き伐り）は、12 齢級を基本に実施を見込むが、当面は里山や都市近郊の天然生林をふれあいの場等として早期に整備することから移行面積は増加するが、その後対象森林の資源構成に応じて増加し、おおむね指向状態に移行する期間は60年となる。

育成単層林の整備

里山等のに緩傾斜地に小規模・分散的に存在し、成長量の高い育成単層林は、景観等に配慮し、引き続き育成単層林として整備。

水土保持林と同様に伐期は基本的に長期化。



< 前提条件 >

育成単層林は、緩傾斜（20度以下）に小規模・分散的にあり成長量の高い（平均成長量 5 m³ / 年以上）森林

育成複層林（人・人）は、上記以外の成長量の高い森林

育成複層林（人・天）は、成長量の高くない（平均成長量 5 m³ / 年未満）森林

育成複層林（天・天）は、里山林や都市近郊林等継続的な育成・管理が必要な森林

【参考 :平成 13年林政審議会資料 (抜粋)】

(3) 資源の循環利用林

育成複層林の整備

急傾斜地にある人工林は、長期育成循環施業等により育成複層林に誘導・整備。

また、育成林に介在する広葉樹等継続的な育成・管理が必要な天然生林を併せて、育成複層林として整備。

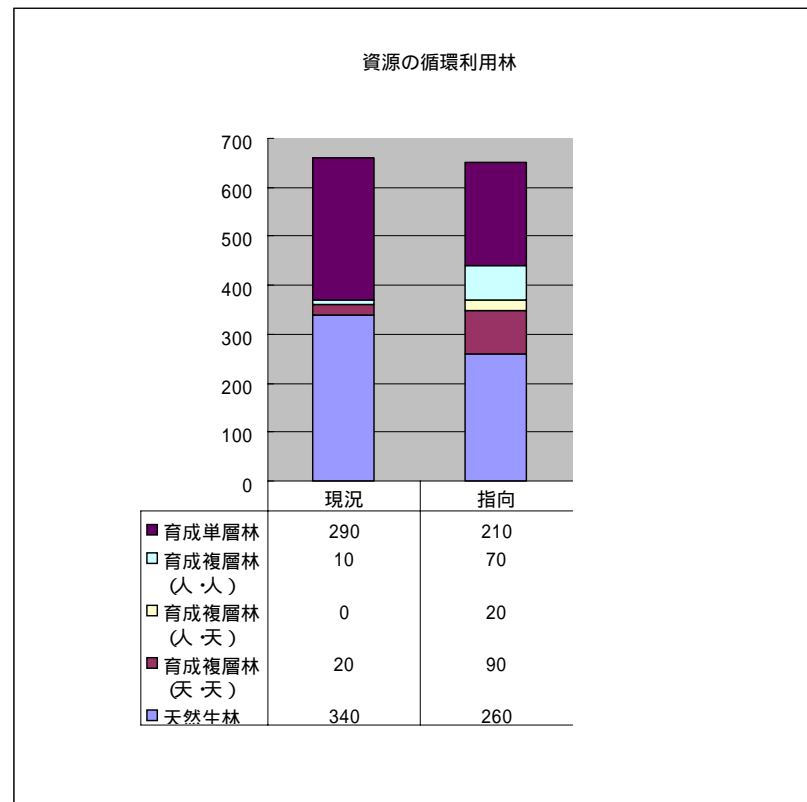
おおむねの目標達成期間

複層林への誘導のための伐採（抜き伐り）は、12 齢級を基本に実施を見込むが、成長が旺盛な森林の割合が高く、10 齢級からの導入も多いことから、おおむね指向状態に移行する期間は40年となる。

育成単層林の整備

成長が旺盛な育成単層林は、一部を除き引き続き育成単層林として整備。

伐期については、現況の平均伐期の12 齢級を中心に半数が長伐期（伐期齢18）へ移行。



< 前提条件 >

育成単層林は、緩傾斜（20度以下）にあり成長量の高い（平均成長量5m³/年以上）

森林に加え、特に成長量の高い（平均成長量8m³/年以上）森林

育成複層林（人・人）は、上記以外の成長量の高い森林

育成複層林（人・天）は、成長量の高くない（平均成長量5m³/年以上）森林

育成複層林（天・天）は、上記育成林に介在する広葉樹等継続的な育成・管理が必要な森林

森林・林業基本計画の概要

(平成13年10月26日閣議決定)

森林・林業基本法の基本理念である「森林の有する多面的機能の発揮」、「林業の持続的かつ健全な発展と林産物の供給及び利用の確保」の達成に必要な森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。

第1 森林及び林業に関する施策についての基本方針

- ・ 基本理念の実現を図るための施策展開の基本的な方針を記載。

第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標

- ・ 森林所有者等の森林の整備や保全、林業、木材産業の事業活動等の指針とするため、関係者の取り組むべき課題を明らかにした上で、「森林の有する多面的機能の発揮」と「林産物の供給及び利用」の目標を設定。
- ・ 「森林の有する多面的機能の発揮」の目標については、重視すべき機能に応じて、森林を「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に3区分し、
「水土保持林」では、国土の保全や水源のかん養を図るため、混交林化を図るなど複層林へ誘導
「森林と人との共生林」では、広葉樹の導入等による森林構成の多様化等を進め、広く国民に開かれた森林環境教育や健康づくり等のための森林へ誘導
「資源の循環利用林」では、木材資源の利用に適した森林へ誘導
するとの考え方の下、10年後、20年後の森林の状態を多面的機能の発揮の目標として提示。
- ・ 「林産物の供給及び利用」の目標については、森林の有する多面的機能の発揮に必要な望ましい森林整備を通じて産出される10年後の木材の供給量及び製材等用途別の利用量を目標として提示。

第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- ・ 施策についての基本的方針に従い、「森林の有する多面的機能の発揮」と「林産物の供給及び利用」の目標の達成に向けて、各般の施策を展開。
- (1) 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策
森林の整備の推進、森林の保全の確保、技術の開発及び普及、山村地域における定住の促進、国民等の自発的な活動の促進、都市と山村の交流 等
 - (2) 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策
望ましい林業構造の確立、人材の育成及び確保、林業労働に関する施策、林業生産組織の活動の促進、林業災害による損失の補てん
 - (3) 林産物の供給及び利用の確保に関する施策
木材産業等の健全な発展、林産物の利用の促進、林産物の輸入に関する措置
等

第4 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- ・ この計画については、森林及び林業をめぐる情勢の変化並びに施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに見直し 等